

八街市自動証明写真機設置に係る仕様書

1 趣旨

この仕様書は、市有財産である土地又は建物の有効活用を図るとともに、市民サービスの向上を目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づく行政財産の貸付けにより、自動証明写真機設置業者（以下「設置者」という。）に自動証明写真機（以下「機器」という。）を設置させることについて必要な事項を定める。

2 設置する機器の種類及び台数

設置する機器の種類 ユニバーサルデザインの機器

設置台数 1台

3 設置場所

八街市役所 第1庁舎1階（別紙1 機器設置位置図参照）

所在地 千葉県八街市八街ほ35番地29

4 設置期間

令和8年1月10日から令和11年1月9日までの3年間とし、更新はしないものとする。

5 稼働時間

機器の稼働時間をタイマー等で管理する際は、市庁舎の開庁時間は稼働するようにすること。

※市役所第一庁舎の開庁時間

月曜日及び水曜日～金曜日	午前8時30分から午後5時15分まで
火曜日	午前8時30分から午後8時まで
休日（土・日曜日・祝日、年末年始）	午前8時30分から午後5時まで

6 機器の機能及び外観等の条件

（1）以下に掲げる証明写真に対応可能であること。

ア 運転免許証用

イ 旅券（パスポート）用

ウ ビザ用

エ 個人番号カード用

オ 履歴書用

（2）車いす利用者等が使用可能なユニバーサルデザインであること。

（3）個人番号カードの発行申請機能を有し、当該機器から直接申請ができること。

（4）日本語、英語、中国語、韓国語等の案内機能を有すること。

（5）機器は、幅1,100mm以内、奥行1,800mm以内、高さ2,200mm以内であること。

- (6) 撮影画像を確認し、撮り直しが1回以上可能であること。
- (7) 1,000円札、500円硬貨、100円硬貨、50円硬貨、10円硬貨の使用が可能であること。
- (8) 領収書発行機能を有していること。
- (9) PHS回線によるリモート管理機能対応ができること。
- (10) 環境負荷低減機種等により、消費電力の低減に配慮したものであること。
- (11) 機器の配色等のデザインは、周辺環境に配慮した外観色とし、公共施設にふさわしいものとする。

7 貸付料等

(1) 貸付面積

貸付面積は、2㎡とする。

(2) 貸付料

市が設定する最低価格以上で、最高の提示価格に消費税及び、地方消費税額を加算した額をもって貸付料（月額）とする。ただし、契約期間の都合により1ヶ月に満たない場合は、日割り計算した額を納付すること。（1円未満切り捨て）

なお、貸付料には、電気料等を含むものとする。

(3) 貸付料の徴収

設置者は、各年度分の貸付料と電気料を合わせたものを貸付人の指定する期日までに八街市が発行する納入通知書により納入すること。ただし、納入の期日の日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日を納入の期限の日とする。

8 設置上の条件

- (1) 設置場所を機器設置業務以外の用途に供しないこと。
- (2) 設置場所の賃借権を第三者に譲渡し又は設置場所を転貸しないこと。

9 設置・撤去等の条件

- (1) 機器は、市担当職員の指示に従い、指定の位置に設置すること。ただし、設置後、施工管理上支障があると認められた場合は、速やかに是正すること。
- (2) 機器の電源は、市が指定した場所から取り出し、ケーブルカバー又はモール等を使用するなどして、安全及び美観に十分配慮すること。
- (3) 機器の設置にあたっては、転倒防止等、安全を確保すること。ただし、庁舎の躯体に負担をかける場合は、事前に市担当職員と協議し、承諾を受けること。
- (4) 市は、施設の利用上、機器の移設が必要になった場合は、設置場所の変更を求めることができ、設置者は、自己の負担により求めに応じるものとする。
- (5) 機器を撤去する場合は、市の指定する日までに、貸付部分を現状回復して返還すること。
- (6) 機器の設置、更新、撤去、原状回復に要する費用は、設置者で負担すること。

1 0 運用上の条件

- (1) 機器は、貸付期間の初日から稼働させること。
- (2) 設置者は、消耗品の補充、品質管理、売上金の回収、釣銭の補充、機器の清掃、及び設置場所周辺の清掃を定期的に行い、常に機器を良好な状態で維持管理すること。
- (3) 設置者は、個人番号カード発行申請機能利用者の個人情報の安全管理を事業者の責任において行うものとする。また、個人情報の安全管理について、市では一切責任を負わないものとする。
- (4) 機器に関する問合せ、苦情等については、借受人の責任において丁寧に対応することとし、予め機器の見やすい位置に連絡先を明記すること。
- (5) 設置者は、市の責に帰することが明らかな場合を除き、機器の故障事故・盗難・破損等があった場合には即時に対応すること。
- (6) 電力の供給が不足等する場合は、適正なものに設定すること。
- (7) 撮影料金は、市場価格に準じ、適正なものに設定すること。
- (8) 機器に他の商品及び他者の広告物を掲示しないこと。
- (9) 設置者は、各月の利用件数について翌月 1 0 日までに報告すること。

1 1 その他

この仕様に定められていない事項については、その都度、市担当職員と設置者で別途協議するものとする。

別紙1 機器設置位置図

